

平成二四年三月二七日（火）

衆議院財務金融委員会

速記録（議事速報）

第一に、なぜ今回このような事犯が起きたのか、逆から言えば、なぜ今回このような事犯の発生を防ぐことができなかったのか、この原因、理由を説明すること。第二に、この第一の原因、理由の解明に基づいて関係者の責任の所在を明確にすること。それから第三番目が、今回の、今後の防止策として、第一点、第二点を踏まえて、立法措置を含め、具体的な手だてを早急に講じていくこと。これが国会で議論されるべきことであると考えております。

そこで、第一点、第二点のことに言いますと、私は、監督官庁としての金融庁に大変大きな責任があるのではないかと考えております。

当初、この会の冒頭に大臣が挨拶をされました。そのときに、再発防止策のところ、本事業が露見することなく拡大した原因といたしましてはというくだりがございますが、これを私聞いておりました、まるで人ごとのように、他人事のように何かおっしゃっているような気がしたわけであります。

金融庁がまず監督官庁として、あるいは証券取引等監視委員会と同じく監督官庁の一角にあると思えますけれども、再三いろいろな委員から指摘がありましたけれども、二〇〇八年以降、A I J については、資金洗浄の疑いがある、いわゆるマネーロンダリングですね、そういう疑いがあるとか、運用実績が不自然だ、特にリーマン・ショック以降のあの運用実績というのは本当におかしいと思えますけれども、そういう情報が、海外の当局、あるいは国内の金融機関や専門家、そういう

ところから寄せられていたのに、なぜ手を打つてこなかったのか。これは、私は、本当に監督官庁として大変な責任があると思っております。

何らかの手を打つていけば今回のことが全面的に防げたというのは難しいかもしれませんが、少なくともここまで大きな問題にならずに影響を食いとめることができたのではないかと、うまいたします。まず、大臣、あるいは副大臣、どちらでも結構です。

○中塚副大臣　まず最初に、このような事態に立ち至ったことは本当に遺憾で残念に思っております。

そして、今、豊田先生から御指摘がありました。数々情報が寄せられていた、早く検査、調査に着手しておれば被害を拡大することはなかったのではないかと、御指摘でございます。

先ほど来、私どもの証券取引等監視委員会からも御答弁申し上げております。厳しい行政事情の中で、限られた人員で、いろいろな情報に基づき、またリスクベースで検査を行っているということなんでありますけれども、現実問題、実態といたしましては、検査に入ること、たくさん情報の中から、それでも検査に入るという場合には、例えば、具体的な証拠書類が添付をされておいて金融商品取引業者の違法行為の疑いを示している、そういう具体的な情報とか、あるいは当該関係者しか知り得ないと考えられる情報、さらに同じ時期にたくさんの方から今申し上げたような具体的な情報が寄せられているという場合には検査、調査を行っているというのが実情でございます。

○豊田委員　新党きづなの豊田潤多郎でございます。

私の持ち時間は十分ということでございますので、簡潔に進めていきたいと思っておりますが、質疑に入る前に、今回の A I J に関する国会の審議という点につきまして、基本的なあり方を整理しておきたいと思っております。

私は、今回の A I J の件は間違いなく司直の手に委ねられるであろうと思っておりますし、刑事責任は司法の場において徹底的に究明されるべきであります。しかし、国会における審議のあり方は、刑事責任を追究する司法の場とは異なります。国会においては、今回のように公的な資金を毀損するような事犯について、その発生をいかに防ぐかという観点から審議が行われるべきであります。すなわち、次の三つの点が精査、検討される必要があると思っております。

います。

そういう意味で、実態はそういうことなんですけれども、こういった事態に立ち至った経緯、そしてその原因を考えますときに、改善すべき点は本当にたくさんある、そういうふうな思っております。まさに人員の面もそうであります。また、情報をお寄せをいただく、具体的な情報ということであれば、やはりそういった投資家の意識も変えていっていただかなきゃいかぬという点もあると思っております。

○豊田委員 今の答弁もわからなくはないんですが、大変受け身というか、もう少し行政は情報にいろいろと、私も役所の経験ありますが、金融のことも、検査もやっておりますし、また国税もやっております。大体怪しいというところなどは目星をつけて逆に内偵していくというのが役所のやはり積極的な対応姿勢ではないかと思っております。今後、またこれは折につけて追及していきたいと思えます。

時間がありません。次の、第三点の今後の防止策の中で、次の話題であります。今、金融庁が外部監査の義務づけを検討されているということ聞いています。これは大いに進めるべきで、結構な話ではないかと思っておりますが、今回の問題の中で、非常に私は、信託銀行の役割というのが責任が大きいのではないかとというふうに考えています。

今回の A I J のような投資運用業者が運用受託しましても、実際の財産管理は信託銀行が行うということになっておりますし、信託銀行が受託を

受けた基金の財産管理状況についてその当該基金に報告書を出す、提出するということになってくる、こういう仕組みです。

信託銀行というのは、投資顧問業者とは異なりまして、極めて大きな社会的信用力があります。さらに、マーケットやマーケットに参加している業者についても的確に情報入手する、そういう調査能力を持っている、大きな信用力のあるところであります。信託銀行がもっとチェックを厳しく行っていれば、この A I J やアイディーエム証券の不自然さ、あるいはおかしい取引というのに気がついたのではないかと私は思います。

残念なことに、信託協会の会長は、後から来られますが、私、質問するつもりですけれども、三月十五日の記者会見で、信託銀行として見抜くことは不可能、こう言い切っておられる。しかも、その信託協会の会長は当事者としてのみずほ信託銀行の社長でもある。

私は、信託銀行の責任というのは今回非常に大きいものがあると思えますが、監督官庁としてどのように考えますか。

○中塚副大臣 今回の事例でありますと、信託銀行自身は投資判断を行う立場にはなかったということがまず第一点目でありまして、さらには、今お話しした監査報告書であります。これが改ざんをされていたということも監視委員会から聞いてるところであります。

いずれにいたしましても、そういったことを踏まえ、今後、こういった事案に關しまして信託銀行がどのような役割を果たしていくべきかという

ことについてはちゃんと検討していきたい、そう思っております。

○豊田委員 最後に、大臣にお聞きしたいんですけれども、感想で結構でございますが、私は今の副大臣の答弁には納得いたしません。

信託銀行というのは、財産を預かっていて、善管注意義務がありますし、今申し上げたように、マーケットやマーケットの参加者に対する調査能力というのは抜群のものがあるわけです。それを信託銀行がもう少し責任をきちっと務めていけば、この問題は、私は、逆に言うと、金融庁よりも早く情報入手して、対応を的確にとれていたんじゃないかと思っておりますし、今、金融庁や証券取引等監視委員会の人員だけでは大変手が届かないというのはわかっています。だからこそ、信託銀行や、あるいは場合によっては全銀協やそういう金融機関、信用力のあるところの協力も得て、官民一体でこういう問題の防止策をとっていく、これが大事なことはないかと思えますが、最後に大臣の答弁を求めて、終わります。

○海江田委員長 大臣、質疑時間が終了しておりますので、ごく手短にお願ひ申し上げます。

○自見国務大臣 先生の御指摘の問題でございますが、年金基金等の運用管理に関する信頼性を確保する観点から、金融実務を踏まえた実効性のある、今先生からも御提案がございましたが、実効性ある再発防止策を、先生方と、あるいは関係省庁とも連携しつつ、幅広くきちんと検討し、実現させていただきたいというふうな思っております。

○豊田委員 終わります。

平成二四年三月二七日（火）

衆議院財務金融委員会

速記録（議事速報）

○豊田委員 新党きづなの豊田潤多郎でございます。

私の持ち時間は十分ということでございますので、あれこれ言っているうちにすぐ終わってしまいますから、私は個別的にいろいろ事実関係を問いただすことはこの場ではいたしません。私は、自見大臣初め金融庁のところの先ほどの委員会のところで申し上げたとおりですけれども、国会は司法とは違います。恐らく、浅川参考人ほか何名かの方を含めて、これは司法の場に必ず移ると私は確信しておりますけれども、そこで明確に、誰がどういう責任があつて、どういう経緯でどういうことをしたのかということ、事実関係と責任が明確になると思えますし、それに対するまた責任のとり方というのも明確になっていくと思いません。

私は、その関係はそちらに任せるとして、なぜ

国会できょうは参考人に来ていただいているかというところ、国の大事な、国民の皆さんが掛けた年金の大事な部分を毀損して多大なる社会的な不安あるいは迷惑をかけている、あるいは迷惑どころか損害をかけている、その事実に対して国会としてとるべき措置をとるべきではないか、それと一番大事なことは、こういうことが二度と起こらないように予防なり防止策をとる、これが大事なポイントであるということで私は質問をさせていただいているわけですけれども、残り七、八分の中で、一言だけ、浅川社長、浅川参考人、これだけの、今回、質疑応答があつた中で、あなたは振り返つて、この一時間半余り、二時間近くになります、どのような感想を持つておられるか、最後、一言お聞きしたいと思います。

○浅川参考人 冒頭申しましたように、全受益者の皆様には本当に申しわけないと思つております。この委員会を通じまして、私も、今現在強制調査中ですけれども、誠意を持つて当たりたいと思つております。

○豊田委員 この参考人招致ということでは、これ以上、私は限界があると思つておりますので、必ずや、司直の手は司直の手として、事実の解明のために証人喚問を求めたい、このように思っていますので、委員長、よろしくお諮りのほどをお願いいたします。

○海江田委員長 先ほど来、幾つかの政党からそういうお話もありますので、これは理事会でよく協議をさせていただきます。

○豊田委員 お願いいたします。

私はちょっと視点を変えまして、今回の問題の中で、先ほども金融庁に申し上げましたが、金融庁を初めとする監督当局と、私は信託銀行の責任が極めて重い、このように思っております。

なぜならば、先ほどの、金融庁に対しての質問もいたしましたけれども、信託銀行というのは、今回、第三者ではなくて当事者でありまして、確かに、投資顧問業者、そのスキーム、先ほどちょっと御説明もされましたけれども、投資顧問業者が投資運用業者として、運用受託機関として基金の財産を受け入れて運用をする、それはそれでいいんですが、これはあくまで財産の管理は信託銀行が行っているわけでありまして。

信託銀行から、例えば具体的にAという厚生年金基金にかれこれこうこういう形で資産を運用されていますと。その指図は、確かに投資顧問業者からの指図を受けていますが、こういう形で運用をして管理をしておりますということを信託銀行が基金に報告を出している。これは、善管注意義務というのは当然ありますけれども、信託銀行と投資顧問業者では世間の評価は全く違います。投資顧問業者の人には悪いんですが、信託銀行というのは社会的に大きな公共的な責任もあれば、信用力もあります。それから、調査能力もありません。マーケットでどういふうな今市況になつて、例えばリーマン・ショック後、どういふうな株式市況、どういふうな債券市況になつているのかということ、信託銀行の人の調査部門、すごく調査が行き届いているはずですが、しかも、そこにどういふ人たちが参加してどういふ取引をやっ

ているかというのには百も御存じのはずですし、ましてや年金を受託してその投資顧問業者から指図を受けているのであれば、信託銀行がもっと責任を持つてその辺の管理をすべき、あるいは注意を喚起するというのがあってしかるべきではないかと思うんですが、まず、信託協会の会長という立場ももちろんですけれども、今回のみずほ信託銀行として具体的に当事者になっておられる野中参考人からお考えを聞きたいと思えます。

○野中参考人 我々が受けている、ある意味では事務受託でございます、年金特定信託契約というのは今先生がおっしゃったとおりでございます、投資顧問会社が運用スキームを構築し、運用商品の設定も全て行う。これは基金においてもそれは当然の、投資一任契約を基金と投資顧問会社の間で結んでおりますので、我々が、それがあある意味で決定したところで基金と我々との間で年金の特定信託契約、すなわち資産管理という意味で契約を結ぶわけです。

その一番ポイントとは、時価ないしはその財産が存在しているかということのチェックだと思っておりますが、この場合、実は SEC のレポートにもありますように、時価情報というのはある意味で証券会社からいただく、こういうスキームでございます。

そういうことで、大変残念ではありますけれども、我々は、証券会社からいただいた時価情報をもとに基金に対してマンスリーのレポートを提示したということでありまして、結果的にそれが間違えていたということになります、証券会社か

らの時価情報授受という点において、大変残念ではありましたけれども、我々は見抜けなかったということでありまして。

ただ、我々として、今後のあるべき姿、年金の特定信託契約において、もっと信託銀行みずほから時価情報に近づけるようなスキームがないかということを含検討しているところでございます。

○豊田委員 信託銀行のそれだけの社会的信用を持つて、しかもマーケットの調査能力のあるところの社長さんのお答えとは私はとても思えないんですが。

私も、旧大蔵省におりました銀行局にもおりましたし、銀行、証券も担当しておりました。正直言って、証券というのは営業がありますから、北の支店で言っていることと南の支店で言っていることで、北では売りたい、南では買いたいと株を売ったりしている、こういう事実があつて、証券会社の方はそれほど信用力がないというのは一般的に言われていることですけれども、銀行として、信託銀行は信託をやっておられるわけですから、信託銀行というものは、それなりにちゃんと社会的信用力もあれば、世間の人は、まさか間違いは起こさない。実際、間違いを起こされないということであると思うんですが、今の会長、社長の答弁、証券の報告で、それをうのみにして右から左に回しているというふうに私は受けとめたんですが、もうちょっとそこで一工夫、チェックができたんじゃないでしょうか、証券市況なり、あるいは国際的なマーケットの状況を見て、その点

はどうなんでしょう。

○野中参考人 今回のスキームで特徴的だったのは、外国籍投信であったこと、私募形式であったことということだと思えます。こうした AIJ スキームにおける外国籍投信の名義人は証券会社でございます。我々ではありません。ということで、名義人ではない信託銀行が、いわゆるフェアマーケットバリュー、公正価値、公正時価に近づくとというのはなかなか難しい。

今、信託協会のワーキンググループで検討しておりますけれども、例えば、これは一つの考え方はありますけれども、時価を把握するために、外国籍投信の場合の名義人を信託銀行にしたらどうかという一つの案があります。もちろん、それについては、いろいろな関係当局、関係者等々とも議論を進めていく必要があるかとは思いますが、けれども、何しろ我々としては、委託者が安心して時価を認識できるスキームが何とかできないかということを検討しているところでございます。

○豊田委員 それでは、さらにお聞きしますけれども、AIJ というところが、二〇〇八年からいろいろなところで情報として信託銀行さんもつかんでおられたと思うんですね。いろいろな年金情報とかというのは調査部門で調べておられると思えます。AIJ がおかしなことをやっているんじゃないかと言われている、そこからの指図で、AIJ エム証券が、外国のものであれ、あるいは、そういうものが届かないということであっても、そういうことについて何か運用上おかしなことと思われるということはないでしょうか。

○野中参考人 まず、運用上のパフォーマンス、運用パフォーマンスの点と、スキームにおける時価情報の点と二つあると思います。

一つはパフォーマンスの件でありますけれども、これはいろいろな年金のパフォーマンス評価会社のレポートにおいても、A I J 投信のハイパフォーマンスは注目されておりました。それは事実であります。

ただ、我々も、先ほど、実は信託銀行というのは二つの信託契約があると申し上げました。一つは、我々自身が運用をする受託者となつて、我々がパフォーマンスを上げていかなくちやならない年金信託契約です。それからもう一つは、この A I J のように、投資顧問会社が基金との間で一任契約を結んだ際の事務の受託である年金特定信託、この二つという事で申し上げます。

後者の方のスキームの点における懐疑性については、実は、大変残念ではありますけれども、信託協会、それから単一銀行であるみずほ信託銀行においても、証券会社から時価情報をもらうとか等々について、大変残念ですけれども、懐疑の念は持ちませんでした。

以上です。

○豊田委員 時間が来ましたので、これ以上質問はいたしませんけれども、私は、信託銀行が今回果たすべき役割というののもっとあつたんじやないかと思つています。

もう少し信託銀行のサイドで、年金あるいはその年金の受託、それを運用する特に投資顧問会社、そういうところに対する気配り、目配り、注意が

行き届いていけば、ここまで大きな問題にならなかつたのではないかというふうに、私は、信託銀行の今後の責任というのにも追及していきたいと思つていますし、これまでも何とか工夫すれば、今までのスキームでもある程度は防げた。しかし、よりよいものをつくつて、もっと、こういうことが二度と起こらないようにやっていくという会長の前向きな姿勢を私は評価したいと思つています。

これで質問を終わります。以上です。

○海江田委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見を御述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十一分散会